

あなたは、この事実をご存知ですか?!

法人会 税制改正に大きな力

あなたの会社も、中小法人の軽減税率の適用など数々の大きなメリットをうけています。みんなの力で公正な税制の確立を!



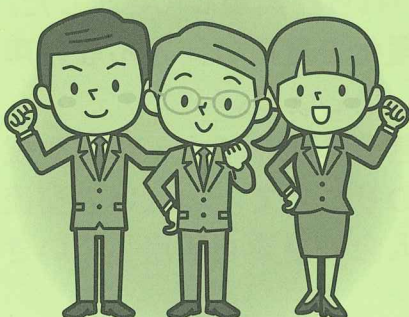
もっと、いい会社であるために!!

多彩な法人会の事業をご利用ください。

- * 税法や会計手法などの研修会・講習会に参加し、正しい税知識を身につけ節税が可能になります。知らないと損をするのが税法です。
- * 決算申告・税法改正の説明会を開催し、相談指導しています。
- * 会社実務のお役にたつ資料が配布されます。
- * 青年部会・女性部会に参加し、独自の運動に参加できます。
- * 三水会（税務研究グループ）に参加し、毎月の研修会で深く専門知識を研鑽できます。
- * 全法連会報「ほうじん」（季刊）をお送りし、最新の税務・経営・経済情報をお知らせします。
- * 内容豊かな経済講習会・経営セミナーに参加でき、経営に生かします。
- * 経営者の福利厚生制度として、経営者大型保障制度（支払料金が損金処理で節税にも役立つ定期保険）年金制度・がん保険制度を利用できます。

入会するには...

●会費(年会費)



資本金または出資総額	会 費		
	正 会 員		賛 助 会 員
	一 般	協同組合等	
1円以上～ 300万円未満	4,000円	4,000円	4,000円
300万円以上～ 500万円未満	6,000円	4,000円	4,000円
500万円以上～1,000万円未満	9,000円	4,500円	4,500円
1,000万円以上～2,000万円未満	11,000円	5,500円	5,500円
2,000万円以上～3,000万円未満	15,000円	7,500円	7,500円
3,000万円以上～5,000万円未満	18,000円	9,000円	9,000円
5,000万円以上	24,000円	12,000円	12,000円
系列法人・非営利法人(賛助会員のうち 個人)	4,000円		

※正会員は、定款第5条第1項による。
 ※賛助会員は、正会員以外の支店(営業所)法人及び個人等からなり、定款第5条第1項第2号による。

■加入手続 加入申込書に所要事項記入の上、事務局にお申込みください。

■事務局 〒998-0044 酒田市中町二丁目4-1 マルホンビル2F
 TEL 26-4772・FAX 26-4788 公益社団法人酒田法人会